

前橋市一時預かり施設の設置及び管理に関する条例の制定について（議案
第130号）

こども施設課

1 制定の理由

児童の健やかな育成を図るとともに、子育て家庭への支援を行うため、JR前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業により整備される複合施設に、一時預かり施設を設置する。

2 主な内容

(1) 名称及び位置

名 称	位 置
前橋駅北口一時預かり施設	前橋市表町二丁目29番29号

(2) 一時預かり施設が行う事業

ア 児童福祉法に定める一時預かり事業（対象は、幼児とする。）

イ アの一時預かり事業に準ずるものとして児童に対し必要な保護を行う事業
（対象児童の範囲は、市長が別に定める。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、子育て相談その他子育て環境の充実に資する
事業

(3) 設置する施設

ア 一時預かりエリア（(2)ア及びイの事業を実施）

イ 子育て支援エリア（(2)ウの事業を実施）

(4) 使用料

一時預かりエリアの使用料は、児童1人につき、利用時間1時間当たり300
円（利用時間が6時間を超える場合は、利用1回当たり2,000円）とする。

3 施行期日

市規則で定める日

4 附則で改正する条例

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例